

規制の事前評価書(要旨)

【代替案あり】

政策の名称	周波数の再割当てに係る特定基地局の開設指針の制定に関する制度の整備											
担当部署	総務省総合通信基盤局電波部電波政策課	電話番号: 03-5253-5909	e-mail: denpa.seisaku@ml.soumu.go.jp									
評価実施時期	令和4年1月											
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行制度では、電気通信業務用基地局のうち電波の公平かつ能率的な利用を確保するためその円滑な開設を図ることが必要と認められるものを「特定基地局」と位置付けた上で、総務大臣が特定基地局の開設に関する指針である「開設指針」を定め(電波法(昭和25年法律第131号)第27条の12第1項)、特定基地局を開設しようとする者は、特定基地局の開設に関する計画(以下「開設計画」という。)を作成して総務大臣の認定(電波法第27条の13第1項)を受けることができることとし、認定を受けた者は、認定の有効期間中、認定を受けた開設計画(以下「認定計画」という。)に従い開設する特定基地局の免許について排他的な申請(当該認定に係る周波数の他者利用を排除)をすることができることとしている(電波法第27条の17)。 携帯電話等の通信量の増大等により携帯電話等用の周波数はひっ迫傾向にあるところ、有限希少な電波の中から新たな周波数を携帯電話等用に割り当てることには限界があるため、既に開設されている電気通信業務用基地局(以下「既設電気通信業務用基地局」という。)が現に使用している周波数(以下「使用周波数」という。)の電波の有効利用を図る必要性が高まっている状況にある。 既設電気通信業務用基地局が電波を有効利用していない場合は、当該周波数を使用した新たな特定基地局の開設指針(以下「再割当てに係る開設指針」という。)を定めてその開設を図ることが必要となる。しかし、 開設指針に関する制度の創設(平成12年)時には、再割当てに係る開設指針の制定は想定しておらず、これまで再割当てに係る開設指針が制定されたことがないこと また、再割当てに係る開設指針の制定は、多くの利用者を対象とする社会インフラである携帯電話等に係るものであり、既設電気通信業務用基地局の免許人や携帯電話等サービスの利用者への影響が大きいこと <p>から、あらかじめその要件や手続の明確化等を図られていない状況において再割当てに係る開設指針を制定することは困難である。現行制度を維持する限り、今後も引き続きこの状況は継続するため、再割当てに係る開設指針の制定がされず、既設電気通信業務用基地局の使用周波数の電波の有効利用を図ることが困難な状態をベースラインとする。</p> <p>【課題及び課題の発生原因】 上記のとおり。</p> <p>【規制の内容】</p> <p>1 既設電気通信業務用基地局の使用周波数を使用する特定基地局に係る開設指針の制定に関する制度の整備 (1)総務大臣は、次の①～③の場合に限り、再割当てに係る開設指針を制定することができる旨を明確化する。 ①既設電気通信業務用基地局の使用周波数の電波の有効利用の程度が一定の基準を満たしていないと認めるとき ②既設電気通信業務用基地局の使用周波数を使用する電気通信業務用基地局を特定基地局として開設することを希望する者から開設指針の制定の申出を受け、当該申出に係る開設指針を定める必要がある旨を総務大臣が決定したとき ③電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、既設電気通信業務用基地局の使用周波数の再編を行い、新たな特定基地局の開設を図ることが必要であると認めるとき</p> <p>(2)総務大臣は、再割当てに係る開設指針を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、当該開設指針の制定が既設電気通信業務用基地局の免許人に及ぼす技術的及び経済的な影響の調査を行うことができることとし、調査を行うため必要な限度において、申出人及び既設電気通信業務用基地局の免許人に対し、必要な事項について報告を求めることができるようとする。併せて、虚偽報告等を防止する観点から、罰則の規定を設ける。</p> <p>(3)(1)の開設指針の記載事項として、次の事項を追加する。 ① 特定基地局に使用させることとする周波数の全部又は一部を既設電気通信業務用基地局が現に使用している場合は、当該周波数及び当該既設電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局が現に使用している周波数並びにこれらの周波数の使用の期限の満了の日 ② 既設電気通信業務用基地局の周波数の使用の期限の満了の日以前に、特定基地局の開設を図ることが電波の有効利用に資すると認められるときは、終了促進措置に関する事項</p> <p>(4)開設計画の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して10年(3)①の周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定にあつては、20年)を超えない範囲内において総務省令で定める。</p>											
想定される代替案	<p>【代替案】</p> <p>本制度を導入せずに、現行法の下で再割当てに係る開設指針を制定し、周波数の再割当てを実施すること。</p>											
規制の費用	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>当該規制の場合</th> <th>代替案の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(遵守費用)</td> <td>再割当てに係る開設指針の制定に関する報告の求めは、上述のとおり、特定の場合に限り定めることができる当該開設指針を定めようとするときに実施するものである。また、開設計画の認定の有効期間を「5年(10年)を超えない範囲」から「10年(20年)を超えない範囲」に改正することにより、周波数の再割当てを行う機会は減ることから、当該報告の求めに関する大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。 加えて、開設計画の認定の有効期間が「10年(20年)を超えない範囲」に延長されることにより、開設計画の計画範囲が拡大することになるが、特定基地局は5年程度の期間で整備されていること、当該認定の有効期間が延長されることにより当該計画の作成機会は減ることから、大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。 なお、周波数の円滑な移行を促進するため、新たに周波数の再割当てを受けた事業者が、既存免許人の移行費用を負担する「終了促進措置」を活用するか否かは、事業者の判断に委ねられている。</td> <td>周波数の再割当てに関して、あらかじめその要件や手続が明確化されていないことから、本制度と比較して調整費用の負担の増大が見込まれる。</td> </tr> <tr> <td>(行政費用)</td> <td>再割当てに係る開設指針の制定に関する意見の聴取は、上述のとおり、特定の場合に限り定めることができる当該開設指針を定めようとするときに実施するものである。また、開設計画の認定の有効期間が「10年(20年)を超えない範囲」に延長されることにより、周波数の再割当てを行う機会は減ることから、意見の聴取に関する大幅な追加費用は発生しないと考えられる。</td> <td>周波数の再割当てに関して、あらかじめその要件や手続が明確化されていないことから、本制度と比較して調整費用の負担の増大が見込まれる。</td> </tr> </tbody> </table>				当該規制の場合	代替案の場合	(遵守費用)	再割当てに係る開設指針の制定に関する報告の求めは、上述のとおり、特定の場合に限り定めることができる当該開設指針を定めようとするときに実施するものである。また、開設計画の認定の有効期間を「5年(10年)を超えない範囲」から「10年(20年)を超えない範囲」に改正することにより、周波数の再割当てを行う機会は減ることから、当該報告の求めに関する大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。 加えて、開設計画の認定の有効期間が「10年(20年)を超えない範囲」に延長されることにより、開設計画の計画範囲が拡大することになるが、特定基地局は5年程度の期間で整備されていること、当該認定の有効期間が延長されることにより当該計画の作成機会は減ることから、大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。 なお、周波数の円滑な移行を促進するため、新たに周波数の再割当てを受けた事業者が、既存免許人の移行費用を負担する「終了促進措置」を活用するか否かは、事業者の判断に委ねられている。	周波数の再割当てに関して、あらかじめその要件や手続が明確化されていないことから、本制度と比較して調整費用の負担の増大が見込まれる。	(行政費用)	再割当てに係る開設指針の制定に関する意見の聴取は、上述のとおり、特定の場合に限り定めることができる当該開設指針を定めようとするときに実施するものである。また、開設計画の認定の有効期間が「10年(20年)を超えない範囲」に延長されることにより、周波数の再割当てを行う機会は減ることから、意見の聴取に関する大幅な追加費用は発生しないと考えられる。	周波数の再割当てに関して、あらかじめその要件や手続が明確化されていないことから、本制度と比較して調整費用の負担の増大が見込まれる。
	当該規制の場合	代替案の場合										
(遵守費用)	再割当てに係る開設指針の制定に関する報告の求めは、上述のとおり、特定の場合に限り定めることができる当該開設指針を定めようとするときに実施するものである。また、開設計画の認定の有効期間を「5年(10年)を超えない範囲」から「10年(20年)を超えない範囲」に改正することにより、周波数の再割当てを行う機会は減ることから、当該報告の求めに関する大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。 加えて、開設計画の認定の有効期間が「10年(20年)を超えない範囲」に延長されることにより、開設計画の計画範囲が拡大することになるが、特定基地局は5年程度の期間で整備されていること、当該認定の有効期間が延長されることにより当該計画の作成機会は減ることから、大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。 なお、周波数の円滑な移行を促進するため、新たに周波数の再割当てを受けた事業者が、既存免許人の移行費用を負担する「終了促進措置」を活用するか否かは、事業者の判断に委ねられている。	周波数の再割当てに関して、あらかじめその要件や手続が明確化されていないことから、本制度と比較して調整費用の負担の増大が見込まれる。										
(行政費用)	再割当てに係る開設指針の制定に関する意見の聴取は、上述のとおり、特定の場合に限り定めることができる当該開設指針を定めようとするときに実施するものである。また、開設計画の認定の有効期間が「10年(20年)を超えない範囲」に延長されることにより、周波数の再割当てを行う機会は減ることから、意見の聴取に関する大幅な追加費用は発生しないと考えられる。	周波数の再割当てに関して、あらかじめその要件や手続が明確化されていないことから、本制度と比較して調整費用の負担の増大が見込まれる。										
規制の効果(便益)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>当該規制の場合</th> <th>代替案の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(直接的効果(便益))</td> <td>既設電気通信業務用基地局の使用周波数の電波の有効利用の程度が一定の基準を満たしていないと認めるとき等に、再割当てに係る開設指針を制定し周波数の再割当てを行うことから、既設電気通信業務用基地局の使用周波数の電波の一層の有効利用が期待される。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(副次的・波及的な影響)</td> <td>電波の一層の有効利用の実施が見込まれる者に周波数の再割当てを行うことにより、通信環境の改善やエリアカバーが拡大し、携帯電話サービスの向上が期待される。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				当該規制の場合	代替案の場合	(直接的効果(便益))	既設電気通信業務用基地局の使用周波数の電波の有効利用の程度が一定の基準を満たしていないと認めるとき等に、再割当てに係る開設指針を制定し周波数の再割当てを行うことから、既設電気通信業務用基地局の使用周波数の電波の一層の有効利用が期待される。	—	(副次的・波及的な影響)	電波の一層の有効利用の実施が見込まれる者に周波数の再割当てを行うことにより、通信環境の改善やエリアカバーが拡大し、携帯電話サービスの向上が期待される。	—
	当該規制の場合	代替案の場合										
(直接的効果(便益))	既設電気通信業務用基地局の使用周波数の電波の有効利用の程度が一定の基準を満たしていないと認めるとき等に、再割当てに係る開設指針を制定し周波数の再割当てを行うことから、既設電気通信業務用基地局の使用周波数の電波の一層の有効利用が期待される。	—										
(副次的・波及的な影響)	電波の一層の有効利用の実施が見込まれる者に周波数の再割当てを行うことにより、通信環境の改善やエリアカバーが拡大し、携帯電話サービスの向上が期待される。	—										
費用と効果(便益)の関係	<p>上述のとおり、遵守費用及び行政費用の大幅な追加費用は発生しないと考えられる一方で、本制度が導入された場合には、既設電気通信業務用基地局の使用周波数の電波の有効利用の程度が一定の基準を満たしていないと認めるとき等に、周波数の再割当てを行うことから、既設電気通信業務用基地局の使用周波数の電波の一層の有効利用が期待される。これを踏まえ、本制度により得られる便益は、本制度の導入に伴う費用を上回ることが見込まれており、本制度の導入は妥当と考えられる。</p>											
代替案との比較	<p>本制度を導入せずに、現行法の下で再割当てに係る開設指針を制定し、周波数の再割当てを実施することも考えられるが、多くの利用者を対象とする社会インフラである携帯電話等に係るものであり、既設電気通信業務用基地局の免許人や携帯電話等サービスの利用者への影響の懸念がある。代替案によることとした場合には、周波数の再割当てに関して、あらかじめその要件や手続が明確化されていないことから、本制度と比較して事業者及び行政それぞれに調整費用の負担の増大が見込まれ、この代替案を適用することは適切ではない。</p>											
その他関連事項	<p>【事前評価の活用状況】</p> <p>令和2年11月から開催された有識者懇談会である「デジタル変革時代の電波政策懇談会」において、オブザーバである携帯電話等事業者に意見発表の機会を設けて丁寧に議論を進めるとともに、報告書案に対する意見募集も実施した上で、令和3年8月に報告書が取りまとめられており、本制度は当該報告書を踏まえたものである。(同懇談会では、オブザーバである携帯電話等事業者からも、周波数の再割当て制度の導入に関し、一定の賛同意見が上がっていたところ。)</p>											
事後評価の実施時期等	<p>【事後評価の実施時期】</p> <p>改正法の施行後3年を目途として事後評価を実施し、特定基地局に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】</p> <p>電波の利用状況調査において、本制度を活用して認定を受けた開設計画に係る特定基地局の電波の利用状況を確認する。</p>											
備考												